

## ○5番（大河内 智君）〔登壇〕

議長から登壇の許可をいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

通告は5項目いたしておりますけれども、1番目の市政運営につきましては一番最後のほうに回させていただきます、順次、イノシシ対策、学校図書館司書の配置、九州新幹線西九州ルート、武雄市民病院、そして市政運営についての順序で質問させていただきます。

いわゆる今議会は市民病院問題と、さらにはイノシシ対策問題が大変提起として重要な議題に上がっております。後段のイノシシ対策は本当に大変な状況になっています。私が住んでいる周辺部でも、農産物を荒らされた状況の中で苦悩を実はいたしております。イノシシは大変頭がいいです。例えば、有刺鉄線を張った場合は、その下のほうを穴を掘ってぐつていくと。それから、ミカンとかカキについては、根っこにミミズがおれば、ミミズのために根を掘って、その後、体力をもって樹木を倒してカキとかミカンを食べると、そういう実は苦悩も出ています。先ほど市長申されました、また山口良広議員いらっしゃいますけれども、レモングラスです。残念ながら、私は何回かレモングラスの畑からイノシシが走っていくのを見ました。（笑い声）夜です。怖いのは最初やっぱ寄りつきません。しかし、1頭、2頭が寄っていけば、その後はしめしめと思つたらついていくわけですね。問題は、レモングラスでも根っこにミミズがある、ないで、またいろんな活動が変わってくるわけです。そのくらいイノシシは大変厄介な動物になっています。

今回、いろんな質問ありますので、できるだけ重複は避けさせていただきますけれども、第1点に、今回イノシシの対策がありますが、庁舎内で、実は部局の関係で農林商工課とレモングラス課にイノシシ関係の業務分担があるわけですね。市民の方々、イノシシ関係をする場合には、レモングラス課に行くのか、農林商工課であるのか、統一してできないのかという素朴な疑問も出ています。例えば、伊万里市の場合、今回、伊万里牛課ですか、何かそういう性の部署ができましたけれども、そういう状況の中で、ここまでのような課題が出てくれば、行政として担当部局を一たん整理して、市民の方にわかりやすいような、そういう手だてをすべきじゃないかと思っておりますけれども、これは組織の機構ですけれども、一応見解についてお尋ねいたします。

## ○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

## ○樋渡市長〔登壇〕

先ほどレモングラスのお話がありましたけれども、それはあんまり軽々におっしゃらないほうがいいと思うんですね。本当に荒らしに入ったのか、間違っただけなのか、それはイノシシに聞かないとわからないわけですよ。（笑い声）ですので、そういった意味から、現象面だけをとらえてこの場でそういうのをおっしゃると、せっかくこうやって頑張っていこうと、せっかく研究をしていこうといったときに、新たな芽を摘むことになると思うんです。

だから、それは、私の考えとしては、質問する前にあんまりそういったことをおっしゃらないほうが、農業生産者、そしてイノシシの対策をこれからやろうという人たちに水を差すこととなりますので、私はそのように思っております。

先ほどお話があったイノシシの対応であります。これについては、私は選挙戦のときでもいのしし課をつくるということはもう言うております。そういった意味で、ことしの4月を機に、機構改革の目玉として営業部にいのしし課をつくります。いのしし課をつくって、基本的にイノシシの対策の担当の係、それともう1つがイノシシの特産品としてマイナスの象徴をプラスとしてつくる係、この2つをつくってまいります。

**○議長（杉原豊喜君）**

5番大河内議員

**○5番（大河内 智君）〔登壇〕**

冒頭の部分ですけれども、実は大変苦慮しているのが、そのくらいイノシシというのはしぶといやつだということです。ですから、何もそれを、私はレモングラスがどうこうじゃありません。実態として私も聞いてみました。逆に私がイノシシに遭遇したものですから、黒尾の明神社の前で、ですから、これはとてもじゃないけど、一生懸命してもらうことは大変なことだけれども、そのくらいやっぱりイノシシはしぶといやつだと。これをもう少しやっぱりさらに研究していかんばいかんのと、そういう意味での提起ですので、別に私はレモングラスを否定したり、生産者を否定しているわけではありませんので、逆に謙虚にそういう部分もあるねということは学びながら、それを前向きにさらに研究してもらおうということの私は提起だろうと思っています。

そういう中で、今ありましたけれども、具体的には今回イノシシ対策会議が設置をされていますけれども、その対策会議の設置された目的と現状についてお尋ねいたします。

**○議長（杉原豊喜君）**

樋渡市長

**○樋渡市長〔登壇〕**

イノシシ会議につきましては、これは行政だけではとてもちょっとやっぱり不可能であるということで、謙虚に耳を傾ける必要があるだろうということで、区長会並びに猟友会の方々にも入っていただいて、まず情報共有を図る必要があると。それと、さきの第1回会議で、県庁からイノシシ対策のエキスパートをお呼びして講習を開きました。そういった意味で、イノシシ会議というのは、1つの目的としては、市内の被害の情報共有、そしてもう1つの目的が、じゃあこれを何とかしようということ、それともう1つ大きなのは、農水省も県——県はちょっとどうかわかりませんが、私どもとしても、どういう補助メニューをつくれば効果的に上がるだろうかということ、大所高所からイノシシ会議でアドバイスをいただいた上で決めていただくということで、非常にこの会議は私としては重視を、重きを置

いております。そういう意味では、イノシシ会議の議論ということについては、今2回開かれておりますけれども、これは月1回ペースぐらいで今後は開かなければいけないのかなというぐらいに、イノシシの生息3万頭という、きのう山口昌宏議員からの質問で前田部長が答弁しておりますので、なるべく早くしなきゃいけないということで、回数もさらに上げていかなきゃいけないのかなという非常に重い会議というふうに位置づけております。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

確かにその位置づけと、それから今後の方向性が出され、今2回ほど審議をされているし、それも資料としてもちょっと私もいただきましたけれども、そういう中で、改めてですが、イノシシの増加している原因です。1つには、もちろん食生活関係で、大変私たちが食べ残した、また処理をする食料関係等々ありますけれども、そういう部分とともに、この間、数十年に及ぶ森林の整備、樹木の整備、これについても先輩の方から聞き及んでいます。それは、木材関係ありますけれども、人工林、いわゆる杉とかヒノキ、こういう部分は必要ですけども、これを植樹することによって、いわゆる常緑樹、カシの木とか、シイの木とか、そういう動物がえさとして必要な部分の木の実等々についても、ややもすれば今の人工林の中で減少しているんじゃないかという部分では、一地方だけではこれはなかなか難しいというものも出ています。過日の報道の中でも、実はこれは昨年12月2日付で林野庁が森林整備へ初の指針づくりというのが出ました。そこでももちろん動物の保護の実態の中で植林のあり方についてもあり、動植物の生態系を守ろうということも言われています。それはそれで中央、林野庁の関係もありますが、そういう中でイノシシというのは保護動物なのかどうか、まず1点お尋ねいたします。

○議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

これは、法の中で保護動物に指定をされたと思います。（「保護やろう」と呼ぶ者あり）保護。（「一定期間で……」と呼ぶ者あり）保護動物。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

今、保護動物と言われました。年間を通じてサイクルありますね、期間が。7月から11月とか、11月から3月とか、ちょっといろんな期間ありますけれども、そういう意味では7月から11月、11月から翌年3月、それから4月から6月、こういうふうなセクション、期間をずっと区切ってあるような一文もありましたけれども、この内訳はどういう意味で内訳があ

るんですか。

○議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律というのがありまして、7月から11月までが有害鳥獣の駆除期間でございます。これについては、県のほうで特定鳥獣——結局イノシシですね——保護管理計画を定めておりまして、その中で7月から11月までについて駆除期間、その後、11月から3月までを狩猟期間ということで定めてあります。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

今、11月から3月と言われました。そしたら、あとの4月から6月はどうなんですか。

○議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

ちょうど4月から6月までについては出産の時期もございまして、その期間については捕獲、狩猟についてはできないということになっております。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

そこのところですね。出産期間、先ほど25番議員ですかね、申されました捕獲の仕方。要は保護期間があれば、結局その期間でまたふえるわけですね。結局イタチじゃなくてイノシシごっこですね。問題は、年間を通じて捕獲する期間と捕獲できない期間があるわけですね。そこら付近、大変現状の中では法の縛りがあって難しいと思いますけれども、全体的にこれだけ公費を投入して、イノシシの対策と、逆に今度は加工としてやっていくという施策の中では、こういう年間のサイクルの中で駆除期間、捕獲期間、それからとってはいけない期間、保護期間、こういう部分があることについても基本的に検討し、年間を通じて工夫をすべきじゃないかと思っておりますけれども、いわゆる国とか県含めてですけれども、ここら付近についての扱い方について見解を求めます。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

これは市単独ではできません。法律違反になりますので、ぜひ社会民主党の皆さんたちを中心として、超党派の議会、国会で法律改正を起こしていただくのが先決だろうと、これは

全国同じ悩みでありますので、私は国会の議論にゆだねる必要があるだろうというふうに思っております。これは恐らく、すみません、ここは不勉強で恐縮ですけれども、この法律そのものは内閣府主管の議員立法だというふうに私は承っております。もし閣法であっても、国会議員の方々から強い支持を受けてつくったというふうにも伺っておりますので、いずれにしても、これは政治の力だというふうに思っておりますので、ぜひ国会に大河内議員からも働きかけをしていただきたいと、このように思っております。

**○議長（杉原豊喜君）**

5番大河内議員

**○5番（大河内 智君）〔登壇〕**

そういう法がある中で、現実は大変イノシシがふえていますけれども、けさの新聞でもイノシシ解体研修を学ぶということで、唐津市で食肉に活用したいということでありましたね。今、一部報道があっています。各地区とも、そういう意味ではいろんな工夫をしながら捕獲と加工についても研修をされていますが、先ほど15番議員からも出ましたイノシシ加工処理施設の建設が行われています。市長は1月10日の佐世保の場に、マイナス象徴のイノシシをプラスの象徴に転化し、すなわち特産として売り出しますというコメントも出されています。それはそれで武雄のブランド化を目指されていますけれども、先ほど一定の基本方針は出されました。何か「CHOTOTU-MOUSHIN」とかいう名称が出ていますけれども、問題はイノシシ加工処理施設の経営方向のあり方です。やっぱりこれだけ一千二百数万円の補助金を国、市から補助しながら加工施設をつくり、その後、事業主が立ち上げて運営をされますけれども、当面、当然行政としても公費を負担している以上は指導なりが必要だと思います。先ほど販路については、関東、関西にもレモングラスとセットにしながらやっていきたいということもありますが、本当にこれを商業ベースとしていく場合には、今回、この施設をする場合の年間収支の概算等について計画がなされていると思いますけれども、その内容についてお示しくください。

**○議長（杉原豊喜君）**

前田営業部長

**○前田営業部長〔登壇〕**

加工の施設につきましては、先ほど言いましたように2月中ぐらいにできるということで、ことしのシーズンについてはもう一月しかございませんので、本格的には来期のシーズンからということになります。

それで、運営の見込みでございますけれども、これについては国の補助を受ける中で、これは概算の概算ですけれども、出ております。まず、とにかく販売をしなくては収益は上がりませんので、今の状況では、計画では、年間で大体200頭ぐらいの処理計画でございます。それから、それを結局買い取って加工して売るということになりますので、その差が収益に

なるということで、事業費としては約1,000万円程度見ておられます。その中で人件費もございまして、センター長とか、あるいは事務員、それから解体の作業員等の人件費も入っております。詳しいことについては、今から中身を詰めて、とにかく収益が出るような体制を今からつくっていくということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

部長答弁に補足いたします。

先ほど部長答弁からあったように、収益を上げることが必要だと、これが最大かつ最高の目的であります。レモングラスも、最初は東京、大阪で売れると思っていたら、あに凶らんや宮本議員さんたちの御宣伝のおかげで非常に地元でも愛されていると。したがって、ぜひこれは、きょう、多くの市民の皆さんたちもごらんになられておりますので、ぜひ加工したものを市民の皆さんたちにまず食してほしいということを思っております。そうやって口コミ、あるいは市民力がイノシシ対策に結果として寄与するものというふうに思っております。レモングラスはそうでありました。そういった上で、地元で売れ、そして東京、大阪の販路はおかげさまでレモングラスで確定しております。それは私自身、身を粉にしてイノシシのトップセールスを猪突猛進でやっていきたいと、このように思っております。その際にお願ひがあるのは、大河内議員を初め議員さんたちにお願ひがあります。ぜひこれを特産品として、私と比べ物にならないぐらい大河内議員も幅広いネットワークがあられます。したがって、その幅広いネットワークにこれを武雄の特産品だということを売っていただいて、そして前向きにこれが収益に上がるようにしていくことが市民が望まれていることだというふうに思っております。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

実は既に、例えば、県内では唐津市周辺、全国的には島根県のほうが先駆的にすばらしい加工をして、おいしいイノシシ肉があるということで、結構各地から視察にお見えになっているようです、島根県内。そういう意味ではそれを教訓にしますけれども、今ちょっとありました、収支計算で一応参考資料がありました。平成21年度、1年目ですけど、これは参考でしょうけれども、大体収入を1,185万円、支出を1,175万円、差し引きで9万1,000円、約10万円弱の収支のプラスがあるというふうな試算が出ていますね。もちろん次年度につきましても10万円前後出ています。これは大変な努力が必要だろうと思っています。イノシシ1頭とって、50キロのイノシシで肉とできるのは25キロぐらいと、半分ぐらいしか肉として

活用できないという部分も言われています。もちろんこれは基本的な分ありますけれども、そういうふうな採算ベースの中でぜひ取り組んでいただきたいし、立ち上げた以上は、公費も投入している以上は、やっぱり後戻りできないわけですね。そういう意味では、今後やっぱり多くの課題を抱えながらも、そういうメンバーの方々にぜひ御指導をお願いしたいというふうに思っております。

そういう中で、捕獲の関係です。過日の選挙期間中、樋渡市長がとある場所で説明されていました分をお聞きしたんですけれども、実はいろんな捕獲の仕方ありますけれども、その中できのうもちょっと出ましたけれども、イノシシを捕獲するときに、もちろん箱わなとか猟銃もありましょう。1つは、毒まんじゅうは使うちゃいかんばってんが、催涙、睡眠剤等々によって捕獲をし、それを佐世保のほうに持っていくとか、ちょっと私、聞き及んだですけれども、まず基本的に先ほど言われた環境省の関係もありますが、催涙剤、睡眠剤等でイノシシを捕獲した場合に、食品衛生上、大丈夫なのかどうなのか、お尋ねいたします。

**○議長（杉原豊喜君）**

樋渡市長

**○樋渡市長〔登壇〕**

私の発言については、私も公人でありますので、どこでどう言ったかというのは正確に引用していただきたいと思います。さすれば、私は引用してほしくないと思います。私が申し上げたのは、今までの駆除だとなかなか対策が上がらないだろうということで、きょう牟田議員から避妊薬の話が出ましたけれども、毒を入れるということは、これはやっぱり道義上ちょっと厳しいだろうということで、睡眠剤なり催眠剤を入れることによって、それを食べたイノシシが、これは多分食肉にはもう、なるか、ならないかわかりませんが、今、長崎、ちょっと佐世保と言ったかどうか、私は記憶にありませんけれども、長崎に肥料の原料として運搬をしているということでもありますので、そういうふうにはできないかと前向きにちょっととらえたことなんですね。したがって、こういったことをそういう引用という形でおっしゃられると、ちょっと私も心外であります。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

5番大河内議員

**○5番（大河内 智君）〔登壇〕**

そしたら、12月22日、西川登町公民館でございましたね。その録音されましたテープございますので、その内容はもちろん議場ではないんですけれども、御提出させてもらっても結構ですけれども、実はそこで市長として申されたことです。ですから、正確に引用してということであれば、正確にパソコンで、CDに起こしておりますので、提出してもいいですけども、そこでどうこうじゃありません。問題は、そういう部分でいろんな工夫がある、

安全に配慮しながら安全な食肉を提供するというときに、そういう意味では、そういう法規制なり関係省庁の部分はあるけど、そこでまた説明されたら別なんですよ。そのときの12月22日、西川登町の公民館でされたときの発言、そこではそういうふうにあったものですから、あえてここで、そういうふうな部分では安全関係というのは佐世保に持っていくのになんかというふうにするかなと思って、この場でお尋ねしたわけです。私は、そこまで言われたらテープの提出もありますけれども、ここでそういうことの論議じゃありません。問題は、そういうふうにしていろんな工夫をしながらやられていると。しかし、そういう面では食肉の安全ということもありますので、ぜひそういう意味では補足をしながら、できるだけ市民の方々に御説明をお願いしたいというふうに思います。

ということで、次に参ります。

次は、学校図書室の図書館司書の配置についてです。

これにつきましては、なかなかなじみが薄いかもかもしれません。しかし、学校現場では図書館があります。当然これは法に基づいて、学校図書館法に基づいて、学校には学校図書館を設置するようになっています。現状の中で、教育長にお尋ねですけれども、子どもたちの読書時間の確保について、昨日ノーテレビデーの提起もありましたけれども、学校なり家庭で子どもたちの読書時間についてどのような取り組みがなされているのか、お尋ねいたします。

**○議長（杉原豊喜君）**

浦郷教育長

**○浦郷教育長〔登壇〕**

読書活動、子どもが言葉を学び、表現力を高め、想像力を豊かにする。そして、生きる力と心を育てるという意味で本当に欠かせないものでございます。現在、市内全部の学校で朝の読書をいたしております。時間は長短ありますけれども、これは次第に定着して、朝の時間を静かに過ごすという意味で読書に加えた成果をもたらしております。それから、家庭での読書につきましては、やはり30分以下という子どもたちが非常に多いわけですが、先ほど言いましたように、ノーテレビデー、ノーゲームデーに何をするかとしたときに、読書を一緒に進めよう、推進しようという学校もありますし、そういう取り組みも広がっているように見受けられます。そういう状況でございます。

**○議長（杉原豊喜君）**

5番大河内議員

**○5番（大河内 智君）〔登壇〕**

学校現場でも読書の時間というのはずっと設けられていますけれども、今度は学校図書館法改正というのがございましたね。たしか2000年当時ですかね、平成で言えば12年当時あったと思うんですけれども、その中で図書館教育の充実というのが実はなされています。学校図書館法に基づいて、司書の教職員の方、教員の方を配置するようになっていますけれども、



大変先生方も多忙な中で、司書教員としての作業もなかなかまいところいかないという状況も出ている。その一方で、図書館司書の代行として図書館司書補というのが配置をされているようですけれども、現行の市内の小・中学校で司書補の方々の状況と業務内容についてお尋ねします。

○議長（杉原豊喜君）

浦郷教育長

○浦郷教育長〔登壇〕

誤解しやすい部分がございますので、説明させていただきますけれども、司書と言った場合には免許がありまして、市立図書館等にいらっしゃる方を普通指すわけでありますが、学校におきましては、講習を受けて修了した者ということで、司書教諭という名前で12学級以上の学校に設置するようになりました。平成15年度からでございます。該当します学校が小学校6校、中学校1校でございます。現在、講習を受けて司書教諭の資格を持っておられる方が小学校で58名、中学校で21名いらっしゃいます。したがって、十分小学校6校、中学校1校は賄い切れる数ではございます。司書教諭を義務づけられている12クラス以上の学校、それ以外の学校に非常勤嘱託職員として学校図書館担当の職員を配置しているところでございます。ただし、これは学校給食事務との兼務という形でいたしております。そういう状況でございます。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

そういう司書補の方々の雇用条件等についてはどのようになっているのでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

浦郷教育長

○浦郷教育長〔登壇〕

最長3年の1年更新で、ちょっと時間が6時間と8時間とか若干違いがあるわけでありませんが、8時間の場合に日額6,360円という形で勤めていただいております。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

雇用形態が最長3年で1年ごとの更新という分で、嘱託さんなり、パートさんなりの関係だと思っておりますけれども、そういうふうな雇用形態の中では、子どもたちと接する時間、期間が大変重要な中で、実は図書館司書補の方々、先生方を含めてですけれども、子どもたちが図書館に親しもうといった場合には、大変担当する方々の任務も重要だと思っております。先ほど子どもたちにいかに読書に親しませるかという取り組みもされておりますけれども、図

書館司書補の関係につきまして、最長3年とか1年更新であります、教育的観点からすれば、大変財政措置もありましようけれども、子どもたちの教育の向上のためには常勤として雇用していくべき必要性がありはしないかというふうに思いますけれども、その件につきましてお尋ねいたします。

○議長（杉原豊喜君）

浦郷教育長

○浦郷教育長〔登壇〕

確かにそういう形で専門の方をお願いできたら、それにこしたことはないわけでございますが、わかりにくいところがございまして、司書教諭等を置いていない学校につきましては、別に教諭の中から図書主任という形で担当の先生を配置、校内で決めております。それから、先ほど言いました嘱託の皆さんと協力して、していただいているという状況。それから、以前と変わりましたのが、図書についてはデータベース化ができて、子どもたちの図書委員がおりますけれども、そのあたりでかなり自分たちでというところをしている。それから、最近、小学校では全校、中学校では2校ほどでございますが、保護者の方やボランティアの方が読み聞かせのような形でも入っていただいているというような状況、これは図書館事務にかかわっている方はおられないようでございますけれども、そういう形で図書環境としては充実してきているところもございまして、ただ、大人の方がいろんなコーナーをつくってみたり、環境を整えていただいたりしているという状況は確かにあるわけでございます。ほかの県内の市等と比べましても、こういう形で嘱託の方を配置していただいているというところは余りないわけでありまして、この点は非常にありがたく思っているというところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

今ございましたけれども、子どもたち、データベース化によって自分たちでやっているのはありますが、これは子どもたちも5年生、6年生とか上学年であって、低学年やったらなかなかそれも扱い切れないわけですね。当然そこには現場の先生方がせざるを得ないという状況も出てくるわけです。なかなかそのときまた先生方の他の仕事ができない状況も出てきはせんかという悩みも出ています。そういう意味では、財政的に厳しい状況もありますが、教育の観点から見た場合には、図書館司書の配置につきましては、工夫をしながら職員化し、常勤化されるような取り組みを強く要望いたしまして、次の3番目の新幹線西九州ルートについて質問いたします。

新幹線西九州ルートの関係につきましては、過日、武雄の場合にも測量が始まるために事務所設置がされておりますけれども、まだやっぱり私が市民の方々とお話すれば、新幹線はど

うかの、本当に必要なという意見とかも出ています。なぜここまで出るかです。やはり時間短縮の問題、費用対効果の関係を見たときに、今の状況の中で本当に新幹線が必要なのか、今の在来線を有効に活用できないのか、費用の部分で県の負担、市の負担も多大になるのではないかという疑問も出されています。この間、市長を初め執行部の方々は、将来の投資とか、観光資源の潤いとか、いろいろ言われてきました。しかし、それでもまた、やっぱり新幹線は必要かねという意見も出ています。これは当然賛否あるでしょう。そういう状況の中で、先日、新幹線工事についてのマスコミ報道で、工事分の増加という方向性がマスコミ報道されていました。改めて現時点での佐賀県なり武雄市の新幹線西九州ルートに対する工事の負担分と、今回、先ほど申しましたように負担増の部分が報道されていますが、その分に武雄市はどのように影響するのか、お尋ねいたします。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

ちょっと新幹線の問題は後で担当部長からお答えしますが、先ほどちょっと答弁漏れが私にありましたので、お許しいただきたいと思います。

先ほど12月22日でしたっけ、西川登公民館で私の話がテープで録音されたということ、これについては私は許可をしていないんですね。これは恐らく選対本部長にも後援会長にも許可を多分とっていないと思うんですよ。これはちょっと重大な問題だと思うんですね。あくまでも私はそのときは公人じゃありません。先ほどちょっと公人と言ったかも、これは申しわけございません。公人じゃなくて、一候補者であります。一候補者のことで、しかも、私は公職選挙法から律せられている立場、それと社会民主党が一番力を進めてこられた個人情報保護ですよ。この観点からしても、ちょっとこれは重大な問題がある。これはテープでとったのを、とられたのは自発行為としても、それを引用されてこういう公の場で話をされるということになると、これは二重、三重の問題があるのではないかということをおっしゃったので、これについては議長並びに議連の委員長に、ぜひこの取り扱いについて、個人情報保護の観点と公職選挙法の観点からお取り計らいをお願いしたいと思います。これは下手すると議会の権威に直結するような話だと思うんです。そういった意味で、ぜひ慎重なお取り計らいと御質問をお願いしたいと、このように思っております。

新幹線については、担当部長から詳しく説明をいたします。

〔29番「議長、議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）

これは最後で、大河内議員が終わってから議事進行を出そうかなと思いましたが、今市

長が出されましたので言いますけれども、故意に、例えばテープ、私、議会が最高の話の場とっているんですね、いろんな周りがあっても。市長がおっしゃるのは、今、食用と駆除の両方の話をずっとされていますね。駆除だけじゃいかんから食用にと。毒殺はいかんばってん、ひょっとすぎと思いはしたばってん、やっぱり睡眠薬をされんのと、そういう話をるされたと思うんです、ここですね。しかし、テープで一部とってきて、あるいはもっと悪く言えばテープは重ねられますから、だから、通常テープは証拠にならんし、私は市民病院問題調査特別委員会ときにはテープを入れてほしくない。口で言われるのは勝手ですけど、テープをつなぎ合わせて聞かせればどういふこともできますからね。だが、そうじゃないと思う。そうじゃないと思うから、もし大河内議員がそう思えば、こう言うたと聞か、どうかと、これは堂々と言ってもらって、そして市長に答弁させるというふうにぜひとも議長は諮るべきですよ。あのまま葬れば、いかにも何かあったように見えますからね。我々、もし市長がそういうことであれば、こそっと拾えば、睡眠薬かいだとを食わせると、それは問題だと言いますよね。だから、そういうのは議長、むしろ隠さんで、じゃ、もう少し言ってくださいとか、それじゃなかったら、今市長言われるようにこの問題については議運でやりますとか、何か引き継がにゃいかんです。非常に今度、病院の問題で右往左往しましたが、右左が物すごく多いですね。私も一般質問、最初に言いました。だから、それをふたするんじゃないで、やっぱりオープンにしてこうだったと。もし言葉が間違っていたら、ちゃんと謝罪をするとか、ぜひ必要だと思うので、そういう取り扱いをぜひお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

休	憩	11時44分
再	開	11時46分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開します。

ただいまの29番黒岩議員の議事進行につきましては、議会運営委員会にお諮りをいたしたいと思います。

質問を続けてください。答弁。前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

新幹線の負担の問題でございますけど、これにつきましては、全国新幹線鉄道整備法というのがございまして、基本的には国が3分の2、それから県が3分の1ということで、武雄市の負担につきましては、その法の中で、県が市町村に意見を聞き、県議会において市町村の負担を決定するというので、それを受けまして、昨年20年10月7日付で県知事と武雄市長名で九州新幹線鉄道の建設費用の負担等に関する協定書を締結しております。その中で

は、武雄温泉駅を起点としまして、それから東側、佐賀寄りのほうですが、そこから755メートル、それから温泉駅から西のほう、1,624メートル、トータルで2,379メートルにつきまして、県の負担の分の10分の1を武雄市が負担するということが割合が決まっております。その額については、その区間の実際の工事にかかった費用で算定をしますので、今現在幾らかで試算はできません。

それからもう1点、先日の新聞報道等もありましたが、新幹線の負担の増の分でございますが、これにつきましては県のほうには説明があつておるようですが、全国の整備新幹線の中で全体的に4,100億円程度ふえるということで、そのうちに西九州ルートについては200億円程度が増加をするということで、これについて武雄市の負担がどうなるかについてはまだわかっていないという状況です。

**○議長（杉原豊喜君）**

5番大河内議員

**○5番（大河内 智君）〔登壇〕**

全体的な額が2,800億円から2,600億円とか増減あつたし、以前は佐賀県が180億円で武雄市が5億円とかいう話もあつていました。言われているのは、工事というのは、基本的に増額はあつても、なかなか減額は将来的にできんもんねという分も出ています。そういう意味では、今後やっぱりまだまだ負担増になりはしないかという不安があるわけです。

その工事の関係で、実はフリーゲージトレインが言われています。これは、乗りかえなしで新鳥栖の駅付近で切りかえ箇所をつくって、在来線の幅である1.067、これを新幹線幅の1.435に切りかえたり、それを相互乗り入れのためにする切りかえ箇所をつくると言われています。問題は、昨年1年間のうちにフリーゲージトレインにつきましての報告、情報が時々変わっているわけですね。例えば、昨年の4月の中では、当時、久間調査会長がフリーゲージトレインに固執せんで、もうちょっと将来を見詰めて議論すべきじゃないとか、8月28日にはフリーゲージトレインを10年の夏めどにより具体化していきたいという部分が出ているし、その後、11月30日にはJR西日本の山崎社長はフリーゲージでの相互乗り入れは難しいと。それはもちろん重量等があるわけですね。軽くて高速で走れる車両ができればいいが、難しいという部分、これは当然でしょう。これは私も以前言いました。山陽新幹線に入った場合に、どうしても「のぞみ」なりが入っていくときに、「こだま」型のスピードでは関西付近まではなかなか走るの難しいやろうと指摘したことがありますけれども、そういう中で、今度は12月17日に開業までに調整可能かという分がまた出ています。そういう状況の中で、改めて新幹線のフリーゲージトレインの状況について、どのように認識し、情報をつかんであるのか、お尋ねします。

**○議長（杉原豊喜君）**

前田営業部長

**○前田営業部長〔登壇〕**

フリーゲージトレインのことでございますが、国におきましては平成10年に新しい車両が開発をされておりまして、その後、アメリカなり、あるいは国内の日豊本線、予讃線、それから山陽新幹線において走行試験が今実施をされております。そういうことで、国交省としては21年度までに実用化に向けた技術的な評価をするということで、それまでには何とか開発をするというふうな方向性がされております。そういうことで、今から乗り入れ関係についてはJRのほうと、それからJR西日本、JR九州、そこら辺の話がされるということで期待をしております。

**○議長（杉原豊喜君）**

5番大河内議員

**○5番（大河内 智君）〔登壇〕**

改めてお聞きしますが、フリーゲージトレインの期待度というのはどういうことでしょうか。

**○議長（杉原豊喜君）**

前田営業部長

**○前田営業部長〔登壇〕**

さっき言いましたように、今現在、国のほうでも積極的に開発に向けては研究をされております。そういうことで、開通までには当然車両等の設計もされて、十分間に合うということで期待をしているということでございます。

**○議長（杉原豊喜君）**

5番大河内議員

**○5番（大河内 智君）〔登壇〕**

開発に関する期待等もありましようけれども、基本的にフリーゲージトレインの導入に基づいての期待度はどういうふうに今思っているんですかということですか。

**○議長（杉原豊喜君）**

樋渡市長

**○樋渡市長〔登壇〕**

導入についての期待度は、乗り入れが可能になることによって交流人口がふえるということが期待であります。

それで、一言ちょっと御参考までに申し上げますと、今新幹線はN700系が走っております。これについては、もう既に8年と半年前からこれを見込んで開発が進んでおります。やはり1つの技術には6年から8年かかるということがあります。したがって、先ほど部長答弁でありましたように、フリーゲージトレインの開発活動については非常に期待をしております。技術的に期待をしております。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

乗りかえなしで、関東までは無理かもしれませんが、関西までは行けるという分がありました。以前、私も質問したときに、市長答弁の中で、博多でのホームの乗りかえ、在来線から新幹線ホームに行く場合の、大変荷物を持ったりした場合の不便さがなくなるということで、博多駅ホームでの相互乗りかえ、これが可能になるとおっしゃっていました。そこだけ見たら、博多での新幹線ホームでの相互乗りかえにこれだけの膨大な費用がかさむフリーゲージトレインは導入する必要もないんですけれども、さっき言いましたように速度の関係、重量の関係で大変難しい状況があると思うわけです。一方では、フリーゲージやったら有田でも佐世保でも延ばしてくださいという要望も出ています。なぜならば、在来線の1.067幅は佐世保も鳥栖までも一緒なんですね。1メートル6センチ7ミリの幅は一緒なんです。そういう声も、実は有田、佐世保からも出ています。そういうのを方向性として見た中での議論なのか、それとも単に新鳥栖－博多間を新幹線の幅の1.435で走る、新鳥栖から長崎方面は1.067の現行の在来線を使うと。もちろん武雄温泉－諫早間は新しい線路ですけれども、この幅も一緒、1.067メートル、そういう状況の中で、確かに新幹線の活用とフリーゲージトレインは大変期待がありますけれども、現実の中では新幹線のフリーゲージトレインが期待することまでには私はいかないというふうに思っています。よく言われるのは、フル規格で新しく線路をつくったほうがいいじゃないかという意見、これは先ほど言いました方のあちこちからの声も出ています。そういう中で、改めて新幹線に対する期待度がありますけれども、私は現行の在来線を強く工夫しながら、そしてよりよい交通体系をつくっていくことを提起いたしまして、この項を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

ここで1時30分まで休憩をいたします。

議運の委員長、今からすぐ議運の開催をお願いしたいと思います。

休	憩	11時58分
再	開	13時35分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

先ほどの29番黒岩議員の議事進行につきまして、議会運営委員会に諮問をいたしましたので、議会運営委員長の答申を求めます。21番吉原議員

○議会運営委員長（吉原武藤君）〔登壇〕

議会運営委員長の報告を申し上げます。

議長から諮問を受けた件につきましては、一般質問時の資料については、質問者の責任において引用されるのは自由であります。しかし、引用に当たっては議長の許可が必要な場合もあります。今後、資料等の引用については、議員各位の発言に対する自覚、配慮を求め、さらに、録音等に関する資料引用については、今後とも継続的に協議していくことで意見の一致を見ました。

以上、報告いたします。

**○議長（杉原豊喜君）**

先ほど大河内議員の質問の中で、狩猟期間について再答弁したい旨の申し出がっておりますので、これを許可いたします。前田営業部長

**○前田営業部長〔登壇〕**

午前中の大河内議員のイノシシに関する質問の中で、禁猟期間、いわゆるイノシシをとつたらいけない期間と、それから狩猟期間について改めて答弁いたします。

原則として、4月から10月までは禁猟期間となっております。それから、11月から3月までが狩猟期間ということで、その中で、禁猟期間の中の4月から10月につきましては、被害等が生じる期間で、生産者等の被害を受けている者から捕獲許可申請に基づき市長が許可をすれば駆除ができるということで、4月から6月の期間についても、市への申請があれば駆除ができるということでございます。

**○議長（杉原豊喜君）**

一般質問を続けます。

5番大河内議員

**○5番（大河内 智君）〔登壇〕**

では、次に4番目の病院問題について質問をいたします。

御案内のとおり、今回選挙がありましたけれども、武雄市民病院としては、平成22年の1月末までは現行どおり武雄市で責任を持って運営をやっていくということになっておりますが、そういう現状の中で、当面、平成22年1月末までの市民病院のあり方等について質問いたします。

まず1つは、現行の職員の数です。いわゆる武雄市職員定数条例に基づけば、第2条で職員の定数として、市長事務部局の総数が463名、そのうち病院事業の職員が114名と条例上は定数がございます。市民病院においてこの条例定数の114名に対する現在の配属人員数をお教えください。

**○議長（杉原豊喜君）**

伊藤市民病院事務長

**○伊藤市民病院事務長〔登壇〕**

定数につきましては、先ほど大河内議員が言われたとおりでありまして、この114名の配



置の目安でございますけれども、医師16名、看護師を80名、事務分が6名、放射線等の医療支援が12名ということで、合計114名の目安で行っているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

条例定数として、今日安を言われました。ですから、12月末現在はどのようになっていますか。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

先ほどの条例定数の目安における、要は定数内人員ということでまずもってお答えをしますけれども、医師が5名、看護師が73名、医療支援部門が10、それから事務部門が6名の94名であります。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

医師5名、看護師73名と言われましたけれども、そういう状況の中で、今現場でも一生懸命、救急救命を含めて、市民の方々、多くの方々の健康管理、命を守っていただいているわけですが、そういう中で、実は、もちろんこれは以前からですが、緊急受け入れもされていますし、大変な勤務医の方々、医療スタッフの方々の厳しい環境の中でも働いてもらっていますけれども、時間外労働というのが実は発生していないのかという状況があります。データとしてお願いしていたんですけれども、昨年7月、8月、9月、11月、7月から11月末まで実績として時間外労働がどのくらい発生しているのかお尋ねいたします。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

時間外労働については、各部門ごとで御説明をしたいと思っております。

まずもって、医師でありますけれども、7月につきましては、月平均78時間、これは当直時間を含むということで御理解をお願いしたいと思います。8月から10月までの月平均が139時間でございます。次に看護師でございますけれども、看護師につきましては、7月の時間外労働につきましては、看護師1人当たり月平均1時間、これは3交替制でありますので、3交替制は時間がずれますので、それは勤務内ということで取り扱いをしております。8月から10月までの平均については7時間ということになっております。あと、医療技術職と事務職でございますけれども、医療技術職につきましては、7月の時間外労働が月平均5

時間、事務職につきましてが、月平均6時間でございます。これについても、救急再開以来24時間体制ということで当直をとっていますので、8月から10月までの月平均が医療技術職で月平均31時間、事務職で44時間ということになっているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

その数字云々はやっぱり時間外労働が発生をしているわけですが、これは当然時間内に終わらない状況はあるでしょう、作業としてですね、変則を含めて。問題は時間外労働が発生した場合、当然あそこで働く方々には時間外労働に対する手当を当然支給しなければいけないと思うんですけれども、過日、県立病院でも実は未払い状況が発生した経緯もありますね。武雄市はそういうことはないだろうと思うんですけれども、時間外労働は率直に言って、平均すれば1人当たり単価は出しにくいと思うわけですね。この間、数値が出るようでしたら、トータル的にどのくらいの時間外労働が出るのかどうか、出ますか、総計が。出ませんか。そしたら結構です。出なかったら、また後で教えてください。

そういう状況の中で、相当数の時間外労働が発生しているわけですが、そういう勤務の形態の中で、実は今回求人情報が出されています。これ1月3日にも出ていますけれども、武雄市立武雄市民病院、正看護師、准看護師、30名程度募集というので、一般の商業新聞にも実は求人情報が出ていました。もちろん嘱託として月額の支給額、パートの方には時給についての単価を出して募集をされていますけれども、それに対して応募されている状況、現状の中でどの程度応募され運用されているのかお尋ねします。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

さきの定数のところで御説明しましたとおり、定数内における人数については、先ほど御説明をしたとおりでありますけれども、そのほか、嘱託職員ということで、定数外職員という形で医師を3名、それから、看護師につきましては、看護助手も含めてでございますけれども、今30名、それから、医療支援については、池友会派遣の職員含めて20名、それから、事務部門についても、池友会職員の派遣を含めて8名ということで、合計61名。全体的には155名の体制で行っているところであります。

募集の件でございますけれども、当然、今の入院患者数の増、それから、病棟の変更等を含めて随時採用を行ってきました。その結果が先ほど言った数字でありまして、今もなお採用をしているところでございますけれども、目標につきましては、看護部門につきましては、7対1の看護を今年4月から目指そうということで、その分に不足する分についてまだ募集をしているところであります。具体的に申しますと、現在病棟配置の看護師が43名でござい

ます。7対1の看護基準をするためには、計算上でいきますと63名ということになりますので、それについて約20名程度の不足が生じると。それとあわせまして、当然女性の職場でございますので、特別休暇として、産前産後、また育児休暇等々も今発生をしております。この辺の埋め合わせも含めまして、あと10名程度ということで30名程度の看護師を採用できればということで採用をずっと継続しているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

今募集の状況とか、そういう措置の仕方について説明がありましたが、来年の1月末までは、武雄市は市民病院としてそこで働く方々の勤務労働条件についても当然責任を持ってしていく、さらには、そういう医師の方、また看護師等を含む医療スタッフの肉体的、精神的な状況を少しでも緩和するような状況をつくっていかねばならないと思っていますけれども、そういうこととあわせて、救急患者の受け入れが今取り組まれていますけれども、8月11日から救急が再開されました。その中で、実は救急患者の受け入れをしてもらっていますけれども、武雄市民病院に救急の患者様を受け入れて、その後、救急患者の受け入れの後に他の病院等に移送といいますか、転送といいますか、そういう部分が8月の救急再開以降、月別にどのくらい発生しているかお示してください。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

8月11日から11月末までの実績に基づいて御説明を申し上げますと、8月11日から11月末まで382名の救急患者を受け入れしています。そのうち8名について、市民病院で対応ができないということで、初期治療をした後、転院をさせたところでございます。この8名につきましては、すべて心臓疾患による患者さんでありまして、転送先についてはすべてが嬉野医療センターでございます。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

結局のところは、やっぱり現行武雄市の市民病院で対応することがちょっとできなかったということで、3次医療機関である嬉野病院のほうに搬送されたということですね。そういう理解でいいですか。（発言する者あり）はい。

そういう状況で救急受け入れをされていますけれども、そういう努力をされている中でも、実は一つは、将来、池友会和白病院系の中でヘリコプターを何か配備するということが言われました。資料もあったですね。ちょっとそこで、もしわかれば参考までお教えしていただ

きたいですけれども、ホワイトボードというのとドクターヘリは違うんですかね、一緒ですかね、ちょっとすみません、もしわかれば。

○議長（杉原豊喜君）

角企画部長

○角企画部長〔登壇〕

池友会が持っていますホワイトボードというのは、救急搬送用ヘリコプターでございます。一般にドクターヘリと言われるものは救急医療用ヘリコプターでございます。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

ちょっとよくわからない。搬送という言葉が入るか入らないということですか。すみません、もう1回。

○議長（杉原豊喜君）

角企画部長

○角企画部長〔登壇〕

一般的にドクターヘリと言われているものにつきましては、佐賀県、福岡県、それから大分県が共同運用していますヘリコプター、長崎県も独自に運用していますが、そういうのを指しておりますが、池友会のホワイトボードは救急搬送用ヘリコプターでございます。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

ですから、基本的にはこれは池友会和白病院の扱いですのでびしっと答え切らんかもしれませんが、パンフレットを含めて、ドクターヘリと、ホワイトボードと横文字で書いてあるですね、ボディに。ドクターヘリで書かんで、何であえてドクターヘリという横文字、ローマ字で書かなくてホワイトボードで書いてあるかなと思ったものですから聞いているんですけども、というのは、もう1つは、さっき言いました一定各県ごとに、例えば3次医療機関に救急で患者さんを運ぶのと、武雄からの場合を例にしたら、直で和白病院、池友会系の病院だけにしか搬送していただけないのか。例えば、直近の久留米とか大村とか、そういう分までホワイトボードで搬送していただけるのかを実は基本的に聞いておりますけれども、まず基本的な問題としてお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

基本的なことを私からお答えしたいと思います。

基本的に、ホワイトボードというのは、そのヘリの名前であります。したがって、ドクターヘリもいろいろ定義がありまして、そこで、じゃ搬送だけで治療行為ができないかと言われれば、それはドクターが乗り込んで一定の初期の初期の治療は行います。その上で、じゃ、どこに運ぶかといったことについては、これは県の許可、そして、当該受け入れ病院の受け入れの許可が要ります、ヘリの場合は。したがって、今池友会の方針といたしましては、第一義的には周産期医療センター、これ池友会がお持ちする周産期医療センターですね。それと、高度な救急救命機能を持っております行橋・和白が第2候補、そして、どうしても得意な、学術的に得意な部分というのはやっぱりあるんですね。久留米大学が得意な部分であるとか、九州大学が得意な部分であるとかといったことについては、これは調整が、今ちょっと私も市長をやめておりましたので、今の現状はよくわかりませんが、基本的に池友会の方針といたしましては、そういった受け入れるところには飛ばしたいという意向でありますので、今後事務的に協議が今なされているかもしれませんが、そういった協議というのが行われるものというふうに認識をしております。

いずれにしても、このヘリコプターが池友会のみ独占をされるということについては、そうはならない。しかし、基本的にはこれは池友会のものでありますので、基本的に池友会でできるものは池友会できちんとするという意向というふうに私は伺っております。

それともう1つですけれども、単に、私もちょっと勘違いしておりましたが、重篤な患者様の場合は、いかにヘリコプターといっても、時速260キロぐらいで飛びますけれども、やはりなかなか搬送し得ない。特に周産期、母体ですよ、そういった方については、いつもヘリコプターは、今のところ北九州のほうにありますので、そこから周産期を専門とするドクターが乗り込んで、そして、治療を市民病院等で行うということも理論的にはあり得るというふうに聞いております。

いずれにいたしましても、このヘリコプターというのは救急にとっては、特に命がかかる問題についてはなくてはならないものだというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

私の認識不足かもしれませんが、いわゆる行政関係で、国なり地方公共団体を含めて、国が認可したヘリコプター、いわゆるドクターヘリ、これについては一定、さっき言いましたように、何か所かの契約した病院等ありますけれども、現在池友会がお持ちのヘリコプターはもう既に運用しているわけですよ、現在。活動しているわけでしょう。これを基準にして考えた場合は、武雄にそれを適用すれば、基本的にそれを基準にして多分今後も活動というか、利用される要素があると思うわけですね、もし行く場合には。だから、今後の動向

じゃなくて、現在いわゆる行政が、国が認定した部分のドクターヘリと池友会がお持ちのホワイトボードの関係が一緒なのか違うのかということをちょっと基本的に私は聞いているわけですけども、ぜひその中身についてお答えいただきます。

○議長（杉原豊喜君）

角企画部長

○角企画部長〔登壇〕

先ほど市長答弁にもありましたように、特段の差はないというふうに理解しております。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

このヘリコプターは特段区別なり等々はないということできょうは回答をいただいております。いいですね。わかりました。これ以上言っても、専門的分野ですから、池友会の見解でしょうから、あくまでも武雄市はその資料に基づいて説明がされていますので、きょうの部分については特段区別することはないということですね。（発言する者あり）はい。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

すみません。私の説明の仕方が悪かったと思います。基本的に中身、私も池友会のホワイトボードは乗っておりませんが、沖縄にいたときに民間のヘリコプターには乗ったことがあります。それと、公の機関が持っている、本当のドクターヘリですよ、乗ったことはあります。そういったときに、少なくとも私が非医療人として見る限り、どういったことが行われている、どういう機材があるかということについては余り変わりはありません。心電図をとったりとか、最低限の薬があったりとか、これはテレビでも出ましたけれども、基本的には差はありません、中身については。しかし、このドクターヘリを飛ばす、あるいは着陸をする、あるいは飛ばすときには、それは大きく違いがあります。公が持っているところ、大学病院が持っているところについては、その許可というのが、私の認識の限りは少し緩い。しかし、民間のドクターヘリが、池友会になりますけれども、それが飛ぶときに、飛ぶことはいいんですけども、例えば久留米大学に行きたいんですけどもと言ったときに、その許可の出され方が公のものが持っているよりはちょっと厳しいということは、私は厚生労働省から聞いております。そういう意味で、中身はほぼ同じなんですけれども、運用のされ方についてはちょっと違いがある。これについては、我々としてもきょう承りましたので、もう少ししっかり勉強したいと、このように思っております。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

## ○5番（大河内 智君）〔登壇〕

ですから、さっき言いました、平成19年6月27日に法律第103号で救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法というのがありますね。この特別措置法の中に、やっぱり都道府県とか関係団体、例えば消防機関とか、病院とか、るるそういう方々の一定の連携にかかわる措置等も明記をしてあります。そういう意味で、ぜひもう少し中身を御検討していただいて、また今後も質問をさせてもらいたいと思っていますので、次に進みます。

そういう状況の中で、昨日も出ました武雄病院事業の設置等に関する条例施行規則というのがございますね。いわゆる武雄市病院事業の設置等に関する条例施行規則の中で、第5条として、職務として、「医療統括監は、市長の命を受け、必要に応じ病院長を指揮監督する」というのが20年7月31日に条例施行規則が改正をされていますが、第5条に、「医療統括監は、市長の命を受け、必要に応じ病院長を指揮監督する」と、以下ずっと「病院長は」とありますけれども、その中で、きのうも質問がありましたけれども、市長として医療統括監を任命されていますが、「市長の命を受け」とありますけれども、先日、テレビ報道の中での蒲池医療統括監の発言の中で、自分がすべてを仕切っていると、本庁、いわゆる病院以外についても自分の配下にあるというような発言がなされていたけれども、改めて今回任命権者である市長として、市長の命を受けた方の発言等についていかがお考えかお尋ねします。

## ○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

## ○樋渡市長〔登壇〕

2つ側面があると思うんです。1つは、公人ですので、医療統括監も私も公人中の公人がありますので、公人が発する言葉には非常に重いものがあります。そういった意味で、テレビでどのような発言をされたかということについて、私もそうですけれども、やはり疑いとか疑義とか不安を招くような発言というのは、それは公人としてはいかなものかなというふうに思っております。

それともう1つの責任は、結果責任であります。今のところ、非常に、きのう山口昌宏議員から指摘もあり、私もお答えしましたけれども、もし医療統括監がいなかったら、この武雄市民病院の再生はあり得たかといったことに真摯に私も反すうして考えてみました。なし得なかったと思うんですね。やはり医療統括監の深い医療に対する見識、あるいは経営に対するリーダーシップも、これは九州を代表する、日本を代表すると言ってもいいかもしれません。そういった意味で、私は行為、あるいはその責任を考えた場合には、本当にお越しいただいてよかったと、任命権者としてそのように考えております。

そういった意味で、市民が今何を望んでいるかといったことについていうと、自分たちの

命を助けてほしい、自分たちの命を守ってほしい、これには十分どころか120%以上こたえられているとっておりますので、私もいろんな話を聞きます、そういう意味でも私は率直に感謝をしております。

ただ、この御発言については、ちょっと事務方に教えてもらいましたけれども、最初番組に置ける統括監の言葉の中に、前置きとして、「市長は全面的にバックアップしてくれているから」ということをおっしゃっているようです。話の前後から判断して、私からは信頼を得ているという意味であり、語気が高じられたということで、私はそういうふうに思っておりますし、そのように、本当に医療を受けた患者様は同じことを思っているというふうに認識をしております。

そういった意味で、やはり取材であります。これは言いわけをするつもりはありません。私も、議員もそうだと思いますけれども、取材を受けるに当たっては、今回のこのスーパーモーニングの取材というのはルール違反だというふうにやっぱり言わざるを得ません。

私も同じ取材を受けたときに、もう時間も守らず、そしてしかも、何か挑発するような仕方をして、そういったことで私も非常に悲しく思ったことは事実であります。ただ、これに乗るか乗らないかというのはありますので、それは受けた側の責任になろうかと思えますけれども、ぜひその辺の取材状況があったということについては議員もお酌み取りいただければありがたいと、このように考えております。

#### ○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

#### ○5番（大河内 智君）〔登壇〕

後段に言われた取材に対するある種云々とありましたけれども、それはやっぱり取材するほうはするほうで立場がありますよね。受けるほうは受けるほうあるでしょう。それをお互いに制約の中で取材というのはありましよう。またルールもありましよう。それはそうですけれども、前段の部分で、現行はまだ1月の末までは武雄市の行政としての市民病院なんです。特に行政としては、やっぱり条例なり施行規則なり等々に基づいて事務なり業務もされているわけですね。そういう意味では、市長として評価もされていますけれども、その前段、やっぱり行政としてのこの施行規則の中で市長としての命を受けてですので、そこはやっぱりきちんと指導を——指導といいますか、きちんとした立場で市長の明確な方向性を今後とも示していただきたいと思うわけですが、実はその中で、きのうの答弁の中で、いろいろあったんですけれども、ここは医療統括監の話聞いてみてくださいと、会ってみてくださいということをお答えなされました。

昨年9月議会でこの場に医療統括監にぜひお見えいただいて、せめて議員とも話をされるなり、意見等あったらお聞きいただければということで議会にもお願いをされました。さらには、私はよく、直接見ていないんですけれども、医師会の方々とお話をされたのか、この



間、私はなかなか医療統括監、議会なり議員の方との基本的な場でのお話なり、そういう対話が私はなかったとっております。何でこの場に及んで「会ってみてください」とか「話を聞いてください」と言われるのか、何でこの場で言われるのか、この時期に言われるのかお尋ねします。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

さきの答弁でちょっと不十分でしたので、またお答えしたいと思います。

規則は市長の命を受け必要に応じ院長を指揮監督するのが医療統括監の権限、所掌であります。そういう意味で言うと、この市長の命というのは、今回の市民病院の改革と救急医療、これは黒岩特別委員長からも話があったように、特に救急を再開してほしいといったことが市長としての命になります。必要に応じ院長を指揮監督されているということになりますので、この条例の規則第5条についてはもう十二分に今やっただいているというふうに認識をしております。

その上で、聞いてほしいと申し上げたのは、ほかでもありません。今だからこそ聞いてほしいというのはあるんですね。やはり医療統括監も医療人としての思いというのがあると思います。それは議会の場がいいのかどうかというのは置いて、要するに、あくまでも医療統括監というのは、第一義的には医療人であります。医師免許を持った医療人であります。それと経営者であります。そういう意味でいうと、場はともかくとしても、やっぱり話を聞いてほしいなど。私も実は誤解をしている部分もありました。いろんなインターネットの情報であるとか、新聞の情報とかで、一体池友会というのはどういうところなんだろうて、会う前ですね、本格的に会う前に思ったときもありました。しかし、胸襟を開いてお話を伺っているうちに、本当にすばらしい医療をされているところ、患者様本位のすばらしい医療をされているところなんだということを私自身会得をしたという経験があります。

そういう意味で、お名前は出しませんけれども、もう何人かの議員の皆さんたちが実際にお話を聞いて、やはり考えが変わったよといった議員さんたちもいらっしゃいますので、もし私でよければ、その場も設定いたしますし、そういう意味で医療人としてのお気持ちをぜひ聞いてほしい。

それともう1つ、いろんな御批判もあるのはあると思います。それは直接、大河内議員初めとして、もしあれば、それは直接ぶつけていただければ、そこでまた回答があるんではないかなというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

## ○5番（大河内 智君）〔登壇〕

統括監も実は選挙の終わった後にマスコミに対して、これですね、年末の選挙等に対してですけれども、「こうした政治状況に陥った責任の一端は私にもあり、市民の方におわびをしたい」とした上で、「公立病院民営化のモデルケースとなるよう全力を挙げて取り組む」ということで、おわびしたいと実は言われています。これについては、この後ちょっと質問いたしますけれども、そういう状況の中で、今市民病院が移行されていますが、時間の関係であと1点だけ、5番の項の市政運営です。

そういう市民病院を含めて、今市政運営が取り組まれていますけれども、その中で、実は今回の選挙に対していろいろ報道もされましたし、市長なり、さっき言いました医療統括監の記者会見等もあっていますが、私はやっぱり、よく市長が言われます議会、議員と執行部は政策で議論せにゃいかんと言われます。当然、この市民病院問題は政策の1つなんですね。議論をしています。

そういう意味では、首長としても大変政治姿勢が、時と場合にはやっぱり政治態度も問われるわけですね、お互いに、議員も。

今回、よく反省すべきことは反省せにゃいかんと言われますけれども、1つだけ、どのような、何を反省されるのかお尋ねします。

## ○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

## ○樋渡市長〔登壇〕

お答えいたします。

私はあくまでも市政を民意によって預かる身ですので、あくまでも私の最大の責任というのは政治的責任、結果的責任だというふうに思っております。その上で、これも議会で再三申し述べていますけれども、私の最大の反省点は、問題点が蝟集してきたときに、それを最初に2つ切り分けることがなかったと。要はトップダウンで、これは本当に亡国の一步前でなければいけない、今回の市民病院の話がそうであります。そういった問題と、もう1つは、広く市民の皆様の意見、議会の皆様の意見を聞いて積み上げていく問題、2つ大きくあると思うんです。トップダウンの問題とボトムアップの問題と言いかえてもいいかもしれません。この2つの問題を自分の中で十分、これは人間的未熟さもあると思います。そしゃくができずに、やはり市民の皆さんたちにいたずらな不安を与えてはいけない、あるいは何とかしなければいけない、肩に力が入り過ぎて、最初のちょうど去年の今ごろの部分で医師会の皆様方であるとかに説明が十分し切れていなかった。これは広く市民の皆様にもそうかもしれません。そういった意味での切り分けの能力が私には足りない。それは今回の選挙戦で痛切に感じた次第であります。

今後は、自分の思っていることをやはり市民の皆様が不安に思ったり、あるいは聞きたい

と言ったことについては、もうちゅうちょすることなく、やはり最初にお話をして、そして、広く意見を聞くべきものについては広く意見を聞いて、その問題整理の仕方というのを最初に、ちゃんと打ち立てるべきだろうということは思いました。

それともう1点であります。

私は現場主義ということを経験してまいりましたが、やはり市長になるとどうしても現場に出ていく時間が限られます。24時間365日仕事をしているつもりでも、やはり、言い方は悪いですが、机上の空論に走りがちです。それを選挙戦のときには本当に気づきました。もう少し現場を見なければいけない。現場の人たちの意見をきちんと聞く必要があるだろうと、そういったことについて、市長を2年7カ月しかやっておりますけれども、だんだんそれが姿勢として薄れてきたのではないかと。したがって、今回はそういったことも反省を交えてまいりました。

それともう1つが、やはり私の思いをきちんと説明するということです。これは説明責任の最たるものでありますけれども、私が思ったことをなかなかうまく説明ができません。これはやっぱり議員と比べても私は劣ると思います。それをきちんとやっぱり説明を詳しく、わかりやすくするというのもう少し修行をしなければいけないというふうに思った次第であります。今回の選挙戦が心の糧となったことについて申し上げたいというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

ぜひそういう意を込めて今後市政の方針を取り組んでいただきたいということを申し上げます、私の質問を終わります。

以上です。